

令和7年度 石州瓦産業生産性向上支援事業費補助金公募要領（2次公募）

1. 補助金の概要

石州瓦工業組合または石州瓦協力会に加盟する製造事業者が取り組む石州瓦製造の生産性向上に資する設備導入に要する経費に対し補助金を交付し、経営基盤強化及び事業継続を目的とした取組の支援を行います。

2. 補助対象となる企業

- （1）石州瓦工業組合或いは石州瓦協力会に加盟する県内中小企業者
- （2）前項のうち、石州瓦や白地、釉薬の製造や機械金属加工を行っている者

3. 補助対象となる事業

- （1）石州瓦製造において生産性向上が可能な設備の導入
 - ※単なる機器の更新ではなく、設備の導入による歩留まりの改善や有人工程の無人化、生産効率が向上する設備の導入を補助対象とします（例：AI や IoT 技術の活用による検査工程の自動化）
- （2）導入設備の活用にあたり先進地での活用状況等を把握するための職員旅費や、導入した設備の生産性をより向上させるために必要な助言指導を行う専門家の活用経費
- （3）補助対象期間は交付決定から令和8年2月28日まで
 - ※以下の経費は対象外です。
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・石州瓦製造に関係しない設備（例：空調設備）
 - ・職員の日当

4. 補助金の制限

- （1）同一年度内における補助金の交付は1回までとします（1事業者につき1回のみ申請可能）。ただし、1つの申請で補助金額上限内であれば複数事業を併せて提出することが可能です。
- （2）交付決定後から要した経費が補助対象経費となります。

5. 公募期間

令和7年6月2日から令和7年6月30日まで。ただし、予算上限に満たない場合は3回目以降の公募を行う場合があります。

6. 申請の方法

(1) 補助金交付金要綱、申請様式等については、当県ホームページからダウンロード可能です。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①補助金交付申請書（様式第1号及び別紙1）

※スケジュールの始期は7月以降としてください。

②見積書（契約あたり100万円以上（税抜）の場合、2者以上の合見積又は選定理由書が必要）

※見積書が徴取困難な経費については、取り扱いを相談願います。

※旅費については、石州瓦工業組合が定める「石州瓦工業組合員出張旅費の補助に係る要綱」を準用し、積算願います。

③支払先口座確認資料（通帳の写し等…口座（カナ）名義、口座番号が記載された頁）

④直近2期分の決算書類

⑤県税の納税証明書

（県が課税する全税目に未納税額のない証明。3ヶ月以内発行、写しも可）

7. 交付の決定

公募期間終了後開催する審査会にて交付を決定します（審査会日程については別途ご案内します）。

なお、審査会においては申請者による事業の説明を行っていただきますので、必要な参考資料等をご用意ください。

8. 申請の流れ



9. お問い合わせ（申請書提出先）

島根県商工労働部 産業振興課 ものづくり推進係

電話：0852-22-6648

郵送先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

メール：mono-shinsei@pref.shimane.lg.jp